

春日井市エアバッグ・シートベルト衝撃体験車貸出事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車の衝突時における衝撃を実際に体験させることにより、シートベルト着用率の向上を図り、もって交通事故死者及び傷害者の減少に資するため実施するエアバッグ・シートベルト衝撃体験車（以下「体験車」という。）の貸出事業について必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの範囲)

第2条 体験車を貸し出すことができるものは、市内の事業所、区・町内会・自治会、学校その他市長が適当と認める団体であつて、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 交通安全教室事業
- (2) 学校、事業所における交通安全教育事業
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が適当と認める交通安全に関する事業

(貸出日及び貸出時間)

第3条 体験車を貸し出すことができる日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (2) 体験車の検査、点検及び修理を行う日

2 体験車の貸出時間は、午前9時から午後4時まで（体験車の移動に要する時間を含む。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出しの許可)

第4条 体験車の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の7日前までにエアバッグ・シートベルト衝撃体験車貸出申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、体験車の貸出しを許可したときは、エアバッグ・シートベルト衝撃体験車貸出許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることがある。

(貸出しの不許可)

第5条 市長は、申請者の行う事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、その貸出しを許可しないことがある。

- (1) 第1条に規定する目的に適合しないと認めるとき。
- (2) 体験車の利用について安全を確保することができないと認めるとき。
- (3) その他市長が適当でないとして認めるとき。

(利用責任者)

第6条 体験車の貸出しの許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、体験車の利用について、利用責任者を置かなければならない。

- 2 利用責任者は、体験車の利用における事故、破損の防止等の安全の確保に努めなければならない。
- 3 利用責任者は、体験車の利用における事故、破損等が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちに市長に報告しなければならない。

(操作責任者)

第7条 利用者は、体験車の利用について、操作責任者を置かなければならない。

- 2 操作責任者は、体験車の利用に際し、あらかじめその操作方法に等について、市長の指導を受けなければならない。ただし、操作責任者が当該操作に習熟していると認めるときは、この限りではない。
- 3 操作責任者は、前項の指導及び操作マニュアルに従って体験車の操作を適正に行わなければならない。
- 4 体験車の操作を操作責任者以外の者が行う場合には、あらかじめ第2項に規定する市長の指導と同程度の指導を操作責任者から受けなければならない。
- 5 操作責任者は、前条に規定する利用責任者と兼ねることができる。

(市長の指示等)

第8条 市長は、体験車の利用における事故、破損の防止等の安全の確保のために必要があると認めるときは、利用責任者及び操作責任者に対して必要な指示をすることができる。

- 2 利用責任者及び操作責任者は、市長の指示に従わなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 体験車を目的以外に使用しないこと。
- (2) 体験車を運転する際は、常に関係法令を遵守し、安全運転に努めること。
- (3) 体験車を他に転貸しないこと。
- (4) 許可書に記載された運転者以外の者に運転させないこと。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の許可を取り消し、又は貸出しの中止を命ずることがある。

- (1) 利用者が第4条第3項の規定により許可に付けられた条件に従わないとき。
- (2) 利用責任者及び操作責任者が第8条第1項の指示に従わないとき。

(体験車の返還及び報告)

第11条 利用責任者は、体験車の利用が終了したときは、速やかに体験車を返還するとともに、エアバッグ・シートベルト衝撃体験車利用報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により体験車を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 利用者は、体験車の利用について、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。